

休日保育のご案内

休日保育は、日曜日・祝日に保護者の方が就労により、保育が困難となるご家庭を対象に、お子さんをお預かりする事業です。

概要

実施園 **本郷ゆうし保育園**
 稲城市東長沼2115-2 京王相模原線「稲城駅」下車 徒歩3分

利用定員 10名程度

地図

保育日 日曜日・祝日
 (1月1日～3日、12月29日～31日を除く)

保育時間 午前7時～午後6時
 ※午後6時以降の延長保育はありません。



利用料 1人日額**3,500円**
 ※生活保護世帯及び前年度住民税非課税世帯に対して免除制度があります。
 あらかじめ「稲城市休日保育事業利用料免除申請書」を市へご提出ください。

昼食 昼食・おやつを自宅から持参いただきます。給食の提供はありません。

利用できるお子さん

次の1～6のすべてに該当するお子さんが、ご利用いただけます。

- 1 稲城市内在住
- 2 保護者が就労(4時間以上)のため、家庭において保育をする者がなく、休日保育用就労証明書を提出できる
- 3 医療行為が必要でなく、集団保育が可能である
- 4 1歳児クラスから就学前までの年齢
- 5 利用する日に、保護者が昼食等を持参することができる
- 6 休日保育を利用することにより、1週間の保育所等における保育日が連続7日以上とまらない

※ 保育所等に通園している場合、1週間の保育日が連続して7日以上とまらないよう、平日に家庭保育の日を設けてください。

※ 出産・介護・リフレッシュ等を目的とする利用はできません。

お問い合わせ

▼本郷ゆうし保育園

電話 042-401-6951 (月曜日～金曜日 9:00～17:00)

▼稲城市 子育て支援課 保育・幼稚園施設給付係

電話 042-378-2111 (内線238・239)

申込み・利用方法について

1 登録をします。

年度において初回の利用希望日の21日前（土・日・祝日にあたる場合は、その前日以前の直近の平日）までに、登録をします。

本郷ゆうし保育園にあらかじめご連絡のうえ、「稲城市休日保育登録票」を提出してください。（問合せ時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00）

※年度ごとに登録が必要です。

2 仮申込の電話、申込書等の提出、利用料の支払いをします。

(1) 利用希望日の1か月前から14日前までに、本郷ゆうし保育園に電話で仮申込をしてください。

（当該日が土・日・祝日にあたる場合は、その前日以前の直近の平日まで。）

(2) 上の期間内に次の書類を本郷ゆうし保育園に提出してください。

①「稲城市休日保育申込書」

②「稲城市休日保育用就労証明書」（父母分） ※利用日数分必要です。

(3) 申込期間内に利用料（1人日額3,500円）を本郷ゆうし保育園にお支払いください。

※生活保護世帯及び前年度住民税非課税世帯は免除制度があります。あらかじめ「稲城市休日保育事業利用料免除申請書」を市へご提出ください。市で確認後、決定通知を送付します。

(4) 保育所等を利用している場合は、在籍施設に休日保育を利用する旨を伝え、平日に家庭保育の日を設けるようにしてください。

3 申込みを取り下げるとき

保育が必要でなくなった場合は、すみやかに本郷ゆうし保育園にその旨をお伝えください。なお、利用料は原則返還できませんが、利用希望日の7日前（土・日・祝日にあたる場合は、その前日以前の直近の平日）までにキャンセルの申し出があった場合は返還します。

4 注意事項

(1) 初回の利用の前にお子さんと一緒に面談を受けていただく場合があります。

(2) 連絡なしのキャンセルや、直前のキャンセル、申込とキャンセルの繰り返し、といったことが続く場合には、利用をお断りすること、または制限することがあります。また、休日保育と在籍園を含めた1週間の登園日が7日以上となったことがのちにわかった場合も、同様の措置を取ることがあります。

(3) お子さんの送り迎えは、休日保育申込書に記入した保育必要時間に沿った時間にしていただくようお願いします。